

# 平成 30 年度監査報告書

## 財政援助団体監査

【国分寺市体育協会】

平成 31 年3月

国分寺市監査委員

# 平成 30 年度財政援助団体監査報告書

## 第 1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による監査

## 第 2 監査の対象

補助金交付団体	所管部課
国分寺市体育協会	市民生活部 スポーツ振興課

## 第 3 監査の範囲

平成 29 年度に交付された補助金に係る出納その他の事務

## 第 4 監査の期間

平成 30 年 9 月 5 日 から 平成 31 年 3 月 27 日まで

現地調査 平成 31 年 1 月 11 日

## 第 5 監査の着眼点

### 1 所管関係

- (1) 補助金の決定は関係法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (4) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書により行われているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

### 2 団体関係

- (1) 関係規程は整備されているか。
- (2) 事業計画書、予算書及び決算諸表と主管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (3) 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (4) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (5) 監事による監査は適正に行われているか。金融機関の残高証明、又は預金通帳と収支残高が一致するか。
- (6) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。補助金が補助金対象事業以外に流用されていないか。
- (7) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (8) 小口現金については適正に管理されているか。
- (9) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

## 第6 監査の方法

補助金に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面及び現地調査を行い、必要に応じ所管職員等からの説明を聴取し監査を実施した。

## 第7 監査の対象団体の概要

### 1 目的

国分寺市における体育の振興を図り、市民の体位向上とスポーツ精神を涵養し、もって社会文化の発展に寄与し体育運動に関する諸団体相互の融和を図ることを目的としている。

### 2 事業

- (1) 加盟団体の強化発展と諸団体相互の融和を図ること。
- (2) スポーツ少年団を育成，援助すること。
- (3) 市民の体位向上のため，基本方針を審議確立すること。
- (4) 体育施設の総合計画の樹立と設置促進を図ること。
- (5) 体育運動に関する諸団体との連絡及び指導をすること。
- (6) 体育運動に関し，市その他の機関に意見を述べ，その施策に協力すること。
- (7) 体育運動の宣伝啓発，指導奨励すること。
- (8) 体育大会，講習会，その他体育運動に関する事業の実施及び援助すること。
- (9) 体育運動に関する調査，研究すること。
- (10) その他，協会の目的達成に必要な事業。

### 3 組織

協会には、会長1名、副会長2名、理事長1名、副理事長1名、会計2名、常任理事若干名、理事各団体1名、監事2名、評議員各団体3名の役員が置かれ、全市地域を構成範囲として統括された各種体育団体の普通会員（加盟団体）と本協会に賛同し事業を援助する賛助会員で組織されている。

### 4 所在地

国分寺市民スポーツセンター内（小平市上水本町六丁目22番1号）

### 5 補助金等の状況及び実績

市は、事務局費、運営費、事業費の補助として、補助金等の予算の執行に関する規則及び国分寺市体育協会補助金交付要綱に基づき、平成29年度は1,750,000円の補助金を交付している。

国分寺市体育協会評議員会議案書に記載のある平成29年度の予算、決算及び補助金充当額は次表のとおりである。

<収入>

(単位：円)

項目	内訳	予算	決算	主な内容
会費	体協会費	260,000	335,000	加盟団体年会費(10,000円×26団体) 賛助会費75,000円
補助金	都体協補助金	170,000	170,000	東京都体育協会振興費
	市補助金	1,750,000	1,750,000	国分寺市補助金
大会参加費	大会参加費	70,500	88,500	スポレク大会, 生涯スポーツ大会参加者負担金
雑収入	雑収入	105,578	116,848	自動販売機手数料, 委託事業
繰越金	繰越金	13,933	13,933	前年度繰越金
合計		2,370,010	2,474,281	

<支出>

(単位：円)

項目	内訳	予算	決算	市費充当	主な内容
運営費	賃金	800,000	781,000	750,000	臨時職員賃金
	旅費	80,000	72,780	50,000	役員交通費等
	消耗品費	200,000	180,382	150,000	事務用品等
	印刷製本費	200,000	153,000	150,000	議案書等
	通信費	350,000	224,196	200,000	電話料, 郵送料等
	使用料賃借料	24,380	22,380		施設使用料, 公園占有料等
	分担金負担金	130,000	130,000	130,000	都体協分担金負担金等
	体育協会が体育協会に加盟する団体を別表に掲げる大会に派遣する場合の参加に係る負担金	430,000	423,500	320,000	都民大会等大会参加費
	運営助成金	40,000	40,000		スポーツ少年団
	交際費	65,000	77,000		都体協寄付金, 慶弔費等
	会議費	20,000	43,014		
	繰越金	0	327,029		
	雑費	30,630	0		
合計		2,370,010	2,474,281	1,750,000	

## 第8 監査結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ、適正に執行されているものと認められたが、一部改善・検討を要する事項が見受けられたので、以下個別に記載する。

### 1 事業収支決算報告について(所管課, 団体共通)

市費充当額を変更する事業計画変更届が年度途中に提出されていたにも関わらず、事業収支決算報告にはその変更が反映されていなかった。今後は正確な決算報告となるよう注意されたい。

## 2 関係規程等の整備について（所管課，団体共通）

会計経理に関する内規について，詳細が定められていなかった。また，契約，公印，備品及び臨時職員任用に関しては規程等が定められていなかった。健全な組織運営のために必要な規程等の整備を図られたい。

所管課においては，規程整備にあたり適切に指導されたい。